

重大事故等が発生した案件に 従事していた技術者の認定について

2025年7月

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度
運 営 事 務 局

2025年度実施要領（抜粋）

II. 実績認定の申請（3）申請資格（工事部門）

申請を行う企業等に所属等している、以下の①から③の条件を満たす海外建設工事（我が国の領域外において実施する工事をいう。以下同じ）※³に従事した技術者であること。

※3 発注者による指名停止、営業停止、その他の契約競争に参加する資格を停止する措置又は処分を受ける理由となった工事について、当該技術者が当該事案に直接的に関与していた場合には認定の対象としない。また、**重大な事故、瑕疵その他のA) 国内であれば指名停止措置に相当するような事案が確認された工事について、B) 当該技術者が当該事案に直接的に関与していた場合には認定の対象としない。**

上記**赤字部分**について、事務局による審査の運用基準が明確化していく過程において、結果的に**過去の取り扱いが厳しめになっている可能性**があります。

【審査の運用基準のイメージ】

項目	これまで	現在
A) 国内であれば指名停止措置に相当するか	申請企業にて判断いただき、 該当する場合は 状況説明資料を提出→提出資料に基づいて判定 （申請を控えたケースもあると思料）	重大事故等が発生した事案 全ての 申請企業から提出された資料に基づき、 事故や瑕疵が生じた経緯 を踏まえ総合的に判定
B) 技術者の関与の有無	事案発生時における 着任の有無 を確認し判定	申請企業から提出された資料に基づき、事案発生時における 着任の有無・作業場所・職務上の役割等の観点 から総合的に判定

- 過去に重大事故等が発生した案件に従事し未認定の技術者について、審査をすれば、認定できる可能性があります。
- 前ページに示した運用基準のイメージに照らし、**認定される可能性のある技術者がおられるようであれば、申請をご検討**ください。
(※完工期間等の条件については、2025年度のもの適用されます。)
- ご相談事項がありましたら、下記【問合せ先】までご連絡をお願いします。

【問合せ先】

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度
運 営 事 務 局

E-mail: [hqt-overseas-infra-records\[at\]ml.idi.or.jp](mailto:hqt-overseas-infra-records[at]ml.idi.or.jp)

※[at]を@に置き換えて送信してください。

以下参考

(HP掲載中の説明資料より抜粋)

項目	2024年度まで	2025年度
国内であれば指名停止に相当する事案かどうか	・申請企業側が判断し、該当するかどうかを決定 ・該当する場合はチェックボックスを選択せず、参考資料を添付	・申請企業側の判断は不要 ・事案発生の有無を選択し、<u>有(該当あり)の場合は全て、</u>詳細な資料を添付

2024年度まで

☐ 発注者による指名停止、営業停止、その他の契約競争に参加する資格を停止する措置又は処分を受ける理由となった工事・業務に該当しない。かつ、重大な事故、瑕疵その他の国内であれば指名停止措置に相当するような事案が確認された工事・業務に該当しない。

発注者による指名停止等または重大な事故・瑕疵等の内容、及び技術者が明らかに責を負わないことを証明する参考資料

ファイル添付



2025年度

重大な事故、瑕疵等 **必須**

○ 死亡事故等の重大な事故や瑕疵が確認された工事・業務に該当

○ 死亡事故等の重大な事故や瑕疵が確認された工事・業務に非該当

上記に関する参考資料

ファイル添付

・「重大な事故、瑕疵等」にて「該当」の場合、添付してください

・事故や瑕疵が生じた経緯（施工体制、施工手順、安全措置、機械器具の取り扱い、施工監理や点検管理等）及び申請技術者が直接的に関与していないことをできるだけ詳細に説明した資料を添付してください

事案が確認された工事・業務を申請する場合の留意点

たとえ死亡事故等の重大な事故、瑕疵その他の事案が確認された工事・業務であっても、申請技術者の実績として認定するのに相応しいと判定されれば認定しますので、審査に必要な

- **事故や瑕疵が生じた経緯**（施工体制、施工手順、安全措置、機械器具の取り扱い、施工管理や点検管理等の観点）が分かる資料
- **申請技術者が直接的に関与していないこと**（発生時点における現地着任の有無、作業場所、職務上の役割等の観点）が分かる資料を参考資料として添付してください。

なお、選考の過程で不正や事実と反する事項等が発見された場合や、認定または表彰後にそういった事項による申請・応募であることが明らかとなった場合は、**選考対象からの除外や申請・応募資格の停止**といった措置が執られるので、留意してください。

【実施要領P.19 V.（3）その他】